平成２３年（フ）第５号
長野県茅野市宮川5000番地　市住Ａ棟613号、前住所長野県諏訪市沖田町１丁目２番地１パークハイツ岩波Ａ202
債務者　小池　美春
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第７６５号
岐阜県瑞穂市古橋1579番地５
債務者　マルカツ工務店こと　武藤　勝則
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８０５号
岐阜県各務原市蘇原熊田町１丁目53番地
債務者　村井多恵子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１６号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町５丁目201番地パンヴィラジュ301
債務者　森田　梨絵（旧姓牧田）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２０号
岐阜市須賀４丁目１番８―207号浅野第２ビル
債務者　森田　秀祝
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２１号
岐阜市中西郷４丁目246番地
債務者　山口ちえみ
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４４号
岐阜県関市向山町４丁目３番５号
債務者　川嶋美江子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７４号
愛知県知多市清水が丘２丁目302番地（Ｃ）
債務者　加藤　雅規
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０３号
愛知県小牧市大字岩崎2600番地１
債務者　インタークロスこと　篠原　雅己
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６７号
大津市仰木の里東１丁目16番23号
債務者　大西　サキ
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２５号
滋賀県湖南市平松北１丁目34番地　グランパレス301号室
債務者　加登　　恵
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３号
大津市雄琴北２丁目13番28号
債務者　辻村美智子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７号
大津市大萱７丁目22番５―105号、住民票上の住所滋賀県草津市北山田町922番地16
債務者　横江　宣哉
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１号
京都府城陽市水主北垣内12番地の６、前住所大津市枝３丁目11番６号
債務者　是澤まき子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９８１号
兵庫県姫路市広畑区小坂61番地21、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区城山町１番地12―505
債務者　三木　弘一
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６０号
兵庫県姫路市御立中３丁目８番17号
債務者　福田　和久
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６１号
兵庫県姫路市御立中３丁目８番17号
債務者　福田　清子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部